

地域主権戦略大綱

〔平成22年6月22日
閣 議 決 定〕

第1 地域主権改革の全体像**1 「地域主権改革」の理念と定義****(1) 地域主権改革の意義**

地域主権改革は、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方公共団体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて、改革を推進していかなければならない。

(2) 地域主権改革の定義

「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」である。

「地域主権」は、この改革の根底をなす理念として掲げているものであり、日本国憲法が定める「地方自治の本旨」や、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」の考え方と相まって、「国民主権」の内容を豊かにする方向性を示すものである。

2 地域主権改革が目指す国のかたち**(1) 社会経済情勢の変化への対応**

我が国は、人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化や、経済のグローバル化や情報通信の高度化、さらには地球規模での厳しい環境・エネルギー・食料制約といった資源制約等の課題に直面している。時代が激動の変革期を迎えている現在、これらの課題に適切に対応し、発展し続けるためにも、地域主権改革を断行する必要がある。地方公共団体は住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担い、国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務を始めとする本来果たすべき役割を重点的に担えるようにし、あわせて、地域の様々な資源や歴史、文化、伝統等を最大限活用し、それぞれの地域において富を生み出すという考え方に基づいて活力ある地域をつくり、「依存と分配」の仕組みを「自立と創造」の仕組みに転換しなければならない。

(2) 地域主権改革が目指す国のかたち

国のかたちについては、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、国が一方的に決めて地方に押し付けるのではなく、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働してつくっていく。

国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、その本来果たすべき役割を重点的に担っていく。その中でも、住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける。

これを基本として、国と地方公共団体は、行政の各分野において適切に役割を分担するとともに、地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく。

(3) 住民による選択と責任

地域主権改革が進展すれば、おのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくるものであり、地方公共団体の首長や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大になる。地域主権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという「責任の改革」であり、民主主義そのものの改革である。住民や首長、議会の在り方や責任も変わっていかなければならない。

3 地域主権改革の工程

地域主権戦略大綱（以下「本大綱」という。）は、地域主権改革の意義や理念等を踏まえ、憲法や国際条約との整合性にも配慮しつつ、地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにするものである。地域主権改革の主な課題は、本大綱の第2以下に掲げられておりである。

なお、今後の工程に関して、前倒しして実施できるものについては、その都度柔軟に前倒しして実施するものとする。

今後、本大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、地域主権改革の一層の推進に向けて、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定し、積極的に取り組んでいくこととする。

取組に当たっては、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層政治主導で集中的かつ迅速に地域主権改革を推進する。また、適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、地域主権改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

同時に、地域主権戦略会議及び国と地方の協議の場を法制化する。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

1 取組の意義等

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが多数存在する現状にある。地域主権改革を進めるためには、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を進めることにより、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく必要がある。こうした取組を通じて、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現することを目指すものである。

2 これまでの取組と当面の具体的措置

(1) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に関する勧告

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大については、平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会において調査審議が行われ、その第2次勧告（平成20年12月）において、自治事務のうち義務付け・枠付けの見直しを行う必要があるものが条項単位で整理された。また、第2次勧告で見直す必要があるとされた義務付け・枠付けのうち、特に問題があるとされた「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」について、その具体的な見直し措置等が第3次勧告（平成21年10月）において提示された。

(2) これまでの取組

政府としては、地域主権改革を実現する上で、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大は大きな意義を有することにかんがみ、第3次勧告を受け、同勧告が最大限実現されるよう内閣を挙げて速やかに取り組むこととし、平成21年10月以降、政府内での具体的な見直し検討作業を本格的に進めた。スピード感をもって改革に取り組むため、第3次勧告に盛り込まれた義務付け・枠付けのうち、まずは地方公共団体から要望のあった事項を中心に地方分権改革推進計画を策定し、平成21年12月15日に閣議決定した（第1次見直し（63項目、121条項））。

この地方分権改革推進計画に基づき「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」等を第174回国会に提出した。

(3) 当面の具体的措置

地方分権改革推進計画の策定後も、第3次勧告で示された見直し対象のうち、当該計画策定の際に見直しの対象とされたもの以外の義務付け・枠付けについて、地域主権戦略会議の場においても議論を重ねるなど、引き続き見直しを進めてきた結果、具体的な見直し措置について結論を得た（第2次見直し（308項目、528条項））。

この第2次見直しにおいては、別紙1に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講じることとし、これらの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項につ

いては、所要の一括法案等を平成 23 年の通常国会に提出する。

3 今後の課題と進め方

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大により、これまで国が決定し地方公共団体に義務付けてきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し実施するように改めることが必要となる。こうした地方公共団体の取組の内容こそが、地域主権改革の真の意味での実現を左右するものである。地方公共団体は、地域主権改革の趣旨を踏まえ、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の実情に合った基準の設定や、適切な施策等を講じなければならない。これによって改革の成果を国民・住民に示すことが求められている。

政府においては、地域主権改革の更なる進展のため、第 3 次勧告の実現に向けて引き続き検討を行う。また、第 2 次勧告において見直す必要があるものとされた義務付け・枠付けのうち、第 3 次勧告で取り上げた事項以外のものについても見直しを進めていくこととする。とりわけ第 2 次勧告において取り上げられた膨大な事項については、具体的に講ずべき措置の方針等を今後検討・整理した上で、見直しに向けて真摯に取り組んでいくこととする。見直しを進めるに当たっては、地方公共団体の意見も十分聞いた上で、計画的に着実に取り組んでいく。

第3 基礎自治体への権限移譲

1 基本的な考え方

主権者たる国民が、自らの住む地域のことは自らの責任で決定できる、活気に満ちた地域社会をつくっていくことを、地域主権改革は目指している。この改革においては、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠である。

いわゆる「平成の合併」により、全国的に市町村合併が進展し、市町村数は3,232（平成11年3月末）から1,727（平成22年3月末）となった。これによって、市町村では行政規模や能力の拡充が図られ、地域の将来を見据えた様々な特色ある取組が行われるとともに、行政運営の効率化の取組も進められている。また、「条例による事務処理特例制度」の活用も進んでおり、基礎自治体が現行法の想定を上回る行政能力とともに、地域主権型社会の担い手た然とする意欲をも併せ持っていることを示している。

以上を踏まえ、都道府県と市町村の間の事務配分を「補完性の原則」に基づいて見直しを行い、可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担うこととする。

2 具体的な措置

平成20年5月に地方分権改革推進委員会が提出した第1次勧告では、基礎自治体優先という基本原則の下で行政分野横断的な見直しを行うとの基本認識に立って、権限移譲を行うべき事務について勧告がなされた。

今般、上記1の考え方の下、第1次勧告に掲げられた事務について、内閣を挙げて検討を行い、権限移譲等を行う事務について結論を得た（68項目、251条項）。今後、別紙2に掲げる事務に関し必要な法制上その他の措置を講じることとし、法律の改正により措置すべき事務については、所要の一括法案等を平成23年の通常国会に提出する。

3 円滑な権限移譲の実現に向けて

（1）基礎自治体の取組

本大綱で移譲を決定する事務は、多数に上るが、その円滑な移譲を実現するためには、まずは権限の移譲を受ける基礎自治体自身の主体的な取組が必要である。

また、移譲される事務と、従来から処理している事務とを一体的かつ総合的に行うことによって、その相乗効果を発揮できるようにすることなどを通じ、地域住民が地域主権改革の意義や権限移譲の効果について、より強く実感できるようにすることも重要である。

なお、それぞれの基礎自治体が、自らの置かれた現状や今後の動向等を十分に踏まえつつ、行政機関等の共同設置や、近隣自治体との一部事務組合や広域連合の設置、事務委託制度の活用など、必要に応じた自治体間連携を図っていくことも考えられる。

(2) 国及び都道府県取組

国及び都道府県においても、円滑な権限移譲に向けて所要の取組を行うことが必要である。

国は、権限の移譲に伴い、適切に既存の財源措置を見直し、市町村に対して、地方交付税や国庫補助負担金などに関し確実な財源措置を行うこととする。また、所管府省から都道府県及び市町村に対し、移譲事務の内容や取扱い、留意点等について確実な周知・助言を行うほか、市町村からの照会や相談に適切に対応していく。

また、都道府県においては、庁内及び市町村との間での推進体制の構築を始めとする環境整備や、円滑な引継や研修、職員の派遣、自治体間連携の具体的手法の周知・助言を行うなどの役割を果たすことが期待される。そのため、国は、都道府県に対して、これらの必要な支援に努めるよう要請する。

4 今後の取組

まずは本大綱で決定した事務の移譲に万全を期すとともに、地域主権改革を更に推進する観点から、今後も継続的に基礎自治体への権限移譲を行っていく。今回、多くの権限移譲を実現することとしたところであるが、なお第1次勧告に掲げられた条項の半数近くが残されている。今後とも、これらの移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。

また、地方からの新たな提言や、条例による事務処理特例制度の活用状況等も踏まえ、基礎自治体への法令による一層の権限移譲について検討を行う。

別紙 1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

1 施設・公物設置管理の基準の見直し

施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、地方分権改革推進計画の整理同様、次のとおりとする。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

〔警察庁〕

(1) 道路交通法（昭35法105）

- ・ パーキング・メーターの機能に関する基準（49条1項）のうち、作動の方法についての表示及び高さに係る規定は、廃止する。
- ・ パーキング・チケット発給設備の機能に関する基準（49条1項）のうち、パーキング・チケットの発給方法の表示及び高さに係る規定は、廃止する。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18法91）

- ・ 交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準（36条2項）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。
- 条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

〔文部科学省〕

(3) 学校教育法（昭22法26）

- ・ 専修学校の設置基準等については、地方公共団体からの具体的な要望等を確認し、支障がない場合には、当該部分について、基準自体の見直し又は基準の条例委任を行う。

(4) 社会教育法（昭24法207）

- ・ 公民館運営審議会の委員の委嘱にあたり満たすべき基準（30条1項）を、条例（制定主体は市町村）に委任する。

3 計画等の策定及びその手続の見直し

〔内閣官房〕

(1) 構造改革特別区域法 (平 14 法 189)

- ・ 地方公共団体の構造改革特別区域計画の作成に係る内閣総理大臣の認定 (4 条 1 項) 又は認定構造改革特別区域計画の変更に係る内閣総理大臣の認定 (6 条 1 項) に関し、当該計画の内容のうち、構造改革特別区域の名称及び特性、構造改革特別区域計画の意義及び目標、構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果並びに構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (4 条 2 項 1 号 (ただし、構造改革特別区域の範囲を除く。)、2 号、3 号及び 6 号) に係る内閣総理大臣の認定は、廃止する。
- ・ 構造改革特別区域計画の内容のうち、構造改革特別区域の名称及び特性、構造改革特別区域計画の意義及び目標、構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果並びに構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項に係る規定 (4 条 2 項 1 号 (ただし、構造改革特別区域の範囲を除く。)、2 号、3 号及び 6 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 協力地方公共団体の公私協力基本計画の内容のうち、教育目標に関する事項並びにその他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるものに係る規定 (20 条 4 項 1 号及び 6 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(2) 地域再生法 (平 17 法 24) (内閣府、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省と共管)

- ・ 地方公共団体の地域再生計画の策定に係る内閣総理大臣の認定 (5 条 1 項) 又は認定地域再生計画の変更に係る内閣総理大臣の認定 (7 条 1 項) に関し、当該計画の内容のうち、地域再生計画の目標、内閣府令で定める事項及び地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (5 条 2 項 2 号、5 号及び 6 号) に係る内閣総理大臣の認定は、廃止する。
- ・ 地域再生計画の内容のうち、地域再生計画の目標、内閣府令で定める事項及び地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項に係る規定 (5 条 2 項 2 号、5 号及び 6 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

〔内閣府〕

(3) 災害対策基本法 (昭 36 法 223) (総務省と共管)

- ・ 都道府県地域防災計画の内容のうち、都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項に係る規定 (40 条 2 項 4 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。また、都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防並びに災害復旧に関する事項別の計画に係る規定 (同項 2 号 (ただし、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策を除く。)) についても、地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告に沿って見直すよう努め、法改正までに結論を得る。
- ・ 市町村地域防災計画の内容のうち、市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認

- ・ 官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針を作成する場合における民間事業者の意見の聴取に係る規定（8条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報の公表に係る規定（8条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。
- ・ 官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針の公表に係る規定（8条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 地方公共団体の官民競争入札実施要項の策定義務に係る規定（16条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 官民競争入札実施要項の内容に係る規定（16条2項から4項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 地方公共団体の民間競争入札実施要項の策定義務に係る規定（18条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 民間競争入札実施要項の内容に係る規定（18条2項から4項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

なお、平成24年3月31日限り失効することとされている沖縄振興特別措置法（平14法14）及び沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平7法102）については、これらの法律の失効後仮に法的措置がなされる場合には、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に沿って義務付け・枠付けを見直す。

〔警察庁〕

（13）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18法91）

- ・ 都道府県公安委員会の交通安全特定事業計画の公表に係る規定（36条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

〔厚生労働省〕

（14）地域保健法（昭22法101）

- ・ 都道府県の人材確保支援計画の内容のうち、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項及び特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に関し都道府県が必要と認める事項に係る規定（21条2項2号及び4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（15）児童福祉法（昭22法164）

- ・ 都道府県の児童委員の研修に関する計画の作成義務に係る規定（18条の2）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 特定市町村の市町村保育計画及び特定都道府県の都道府県保育計画の公表に係る規定（56条の8第3項及び56条の9第3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

- ・ 特定市町村の市町村保育計画及び特定都道府県の都道府県保育計画の実施の状況の公表に係る規定（56条の8第4項及び56条の9第5項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。

（16）民生委員法（昭23法198）

- ・ 都道府県の民生委員の指導訓練に関する計画の樹立義務に係る規定（18条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（17）社会福祉法（昭26法45）

- ・ 都道府県並びに指定都市及び中核市の長が指導監督を行うために必要な計画の樹立義務に係る規定（20条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 市町村地域福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（107条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県地域福祉支援計画を策定又は変更する場合における公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（108条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の公表に係る規定（107条、108条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（18）安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31法160）

- ・ 都道府県献血推進計画の公表に係る規定（10条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（19）国民健康保険法（昭33法192）

- ・ 指定市町村の国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画の策定義務に係る規定（68条の2第3項）は、廃止する。
[措置済み（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成22法35））]

（20）老人福祉法（昭38法133）

- ・ 市町村老人福祉計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及びその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20条の8第2項2号及び3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定する場合における勘案すべき事情に係る規定（20条の8第5項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（20条の8第8項）に関し、当該計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及び供給体制の確保に関し必要な事項（同条2項2号及び3号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県老人福祉計画の内容のうち、老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項、老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項並びにその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

1 権限移譲を行うもの

(1) すべての市町村へ移譲する事務

〔総務省〕

① 町及び字の区域の新設等の届出、告示

ア 市町村長の町及び字の区域の新設等に係る都道府県知事への届出（地方自治法（昭 22 法 67）260 条 1 項）については、廃止する。

イ 都道府県知事が処理している町及び字の区域の新設等の告示（地方自治法 260 条 2 項）については、すべての市町村へ移譲する。

〔厚生労働省〕

② 身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談への対応及び身体に障害のある者の更生のための援助（身体障害者福祉法（昭 24 法 283）12 条の 3 第 1 項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助（知的障害者福祉法（昭 35 法 37）15 条の 2 第 1 項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

③ 未熟児の訪問指導等

都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理している低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等（母子保健法（昭 40 法 141）18 条、19 条 1 項、20 条 1 項）については、すべての市町村へ移譲する。

④ 育成医療の支給認定等

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給（障害者自立支援法（平 17 法 123）54 条 1 項、58 条 1 項）については、すべての市町村へ移譲する。

証の取消し（特定非営利活動促進法（平 10 法 7）10 条 1 項、25 条 3 項、29 条 1 項、31 条 2 項、34 条 3 項、41 条 1 項、42 条、43 条 1 項）については、指定都市へ移譲する。

〔国土交通省〕

② 都市計画の決定

都道府県が処理している以下の都市計画の決定（都市計画法（昭 43 法 100）15 条 1 項）については、指定都市へ移譲する。なお、都市計画の決定に際しての国又は都道府県の関与については、地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）に基づく措置後の都市計画法の規定による。

ア 区域区分（都市計画法 7 条）に関する都市計画

イ 都市再開発方針等（都市計画法 7 条の 2）に関する都市計画

ウ 都市施設（都市計画法 11 条 1 項）のうち、高速自動車国道及び一般国道に関する都市計画

（6）保健所設置市及び特別区へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

① 理容所の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による理容所以外の場所で理容の業務を行うことができる場合並びに理容の業及び理容所に係る衛生措置基準の制定（理容師法（昭 22 法 234）6 条の 2、9 条、12 条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

② 興行場の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による興行場の構造設備等及び衛生措置の基準の制定（興行場法（昭 23 法 137）2 条 2 項、3 条 2 項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

③ 旅館の構造設備基準及び衛生措置基準の設定等

ア 都道府県並びに指定都市及び中核市の条例による施設の構造設備の基準の制定（旅館業法（昭 23 法 138）3 条 2 項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

イ 都道府県の条例による社会教育施設で学校及び児童福祉施設に類するもの、衛生措置の基準並びに宿泊を拒むことができる事由の制定（旅館業法 3 条 3 項、4 条 2 項、5 条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

④ 公衆浴場の衛生等措置基準の設定等

都道府県の条例による公衆浴場の配置基準並びに衛生及び風紀に必要な措置の基準の制定（公衆浴場法（昭 23 法 139）2 条 3 項、3 条 2 項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑤ クリーニング業者が講ずべき措置の基準設定

都道府県の条例によるクリーニング業を営む者が講ずべき措置の基準の制定（クリーニング業法（昭25法207）3条3項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑥ 毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等

都道府県知事が処理している業務上取扱者の届出の受理、廃棄物の回収等の命令、報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物劇物等の収去、不適当な毒物劇物取扱責任者の変更命令並びに違反していると認める業務上取扱者に対する必要な措置の命令（毒物及び劇物取締法（昭25法303）22条1項、22条4項において準用する15条の3、17条2項及び19条3項、22条5項において準用する17条2項、22条6項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑦ 美容所の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による美容所以外の場所で美容の業務を行うことができる場合並びに美容の業及び美容所に係る衛生措置基準の制定（美容師法（昭32法163）7条、8条、13条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑧ 薬局の開設の許可、製造販売業等の許可、薬局開設者等からの報告徴収、立入検査等

都道府県知事が処理している薬局の開設の許可、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可、薬局製造販売医薬品の製造業の許可、薬局開設者等からの報告徴収及び立入検査、薬局開設者等に対する廃棄等の措置命令、構造設備の改善命令及び使用禁止命令並びに業務停止命令及び許可の取消し（薬事法（昭35法145）4条1項、12条1項、13条1項、69条2項、70条1項、72条4項、75条1項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑨ 結核指定医療機関の指定、報告徴収、立入検査等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している結核指定医療機関の指定、指定の取消し、報告の徴収及び立入検査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）38条2項及び9項、43条1項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(7) その他

〔内閣府、総務省〕

① 災害派遣要請を求めた旨の市町村長から防衛大臣等への通知

災害時における自衛隊の派遣について、市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合（災害対策基本法（昭36法223）68条の2第1項）には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができることとする。